

## 報告第 6 号

### 令和 3 年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書につ いて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 3 年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和 4 年 9 月 16 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 令和3年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度	説明
						企業債	建設助成金	その他			
1	電気事業費 1 営業費用	日野川第一発電所 2号横坑法面修繕 工事	9,900,000 円	3,320,000 円	6,580,000 円		6,580,000 円				当初の想定より深層の土質が悪いことが判明し、工法の変更が生じ、不測の日数を要したため。